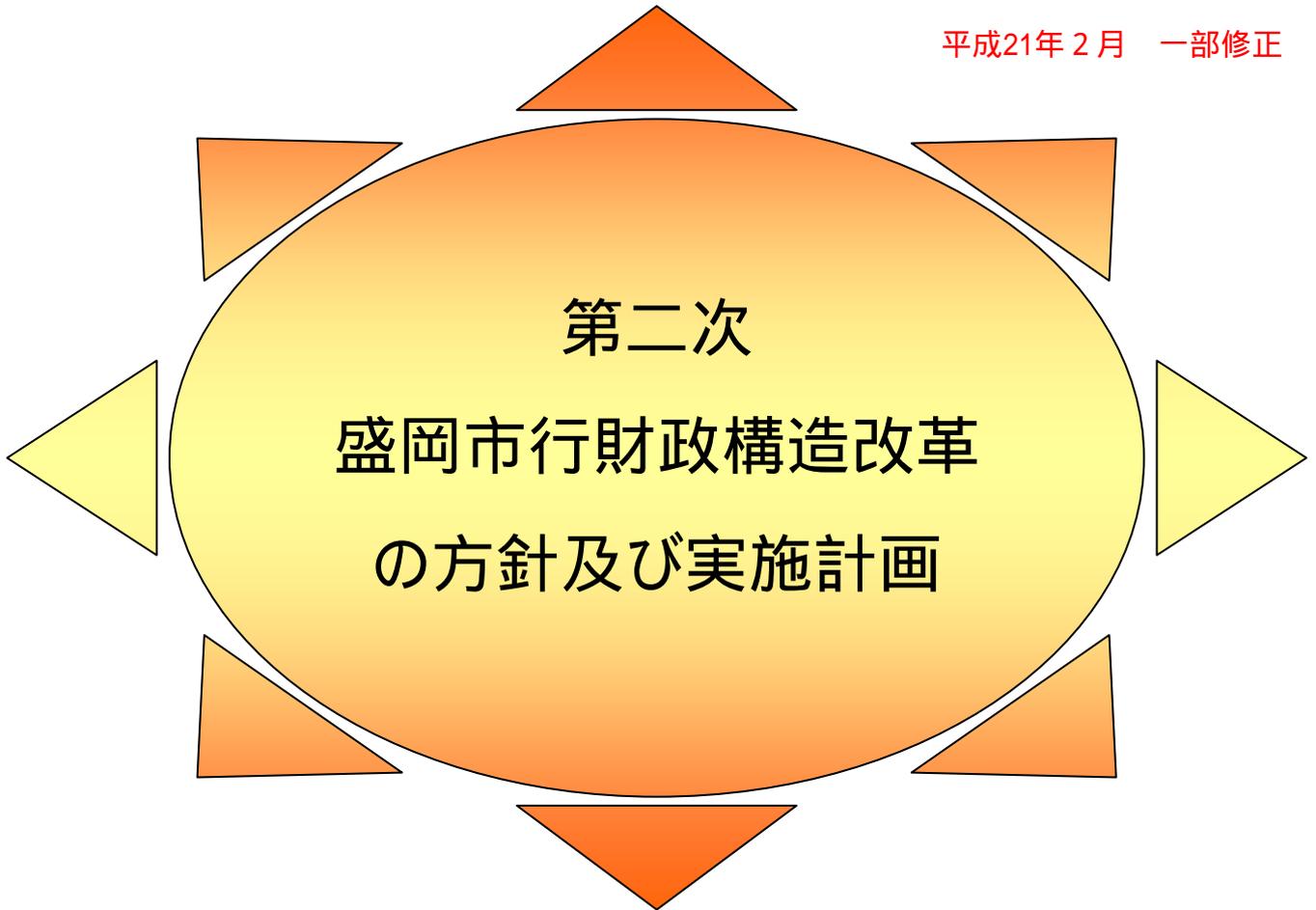


平成20年2月 一部修正

平成21年2月 一部修正



～ 自治・協働による元気なまち盛岡を目指して～

平成 19 年 3 月

盛 岡 市

目 次

		頁
	盛岡市行財政構造改革の概念図	1
1	第一次行財政構造改革の取組みと成果	2
2	第二次行財政構造改革の必要性	6
3	第二次行財政構造改革の目指すもの	9
4	取組期間	11
5	改革の推進体制等	11
6	改革の取組み	12
(1)	行政評価システムによる市政のマネジメント	12
(2)	事務事業の改革改善,再編・統廃合,補助金・負担金 の見直し	13
(3)	公共事業の見直しと水準抑制	14
(4)	歳入の確保と市債の抑制	15
(5)	民間委託等の推進	16
(6)	NPO・企業・市民との協働の推進	17
(7)	公正の確保と透明性の向上	18
(8)	職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と 職員給与等の見直し	20
(9)	人材育成の推進	22
(10)	地方公営企業の経営健全化	23
(11)	出資法人の経営改善・統廃合	24
(12)	財務状況の透明性の向上	25
	用語の解説	26

自治・協働による元気なまち盛岡

総合計画（H17～26）の着実な進展

自治・協働の仕組みづくり
将来にわたり安定した行財政基盤の構築
市民起点・市民参画の市政

- 1 行政評価システムによる市政のマネジメント
- 2 事務事業の改革改善，再編・統廃合，補助金・負担金の見直し
- 3 公共事業の見直しと水準抑制
- 4 歳入の確保と市債の抑制
- 5 民間委託等の推進
- 6 NPO・企業・市民との協働の推進
- 7 公正の確保と透明性の向上
- 8 職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と職員給与等の見直し
- 9 人材育成の推進
- 10 地方公営企業の経営健全化
- 11 出資法人の経営改善・統廃合
- 12 財務状況の透明性の向上

財政規模の縮小・財政硬直化への対応

- ・ 国から地方への歳出は削減の方向
- ・ 一方で，市の財政は硬直化
- ・ 市の歳出の 49.8%は義務的経費
- ・ 公債費負担比率は 21.7%
- ・ 経常収支比率は 90.4%

新しい公共の必要

- ・ 公共の範囲の拡大
- ・ 一方では行政資源（財政規模）の縮小
- ・ 行政がカバーできない公共需要を担う仕組みが必要
- ・ 行政と企業・市民との協働による新しい公共の仕組みの必要

行政改革推進法の施行

- ・ 行政が実施する必要性の減少した事務を民間に委ねて民間活動の領域を拡大
- ・ 行政機構の整理・合理化等により行政コスト（国民負担の上昇）を抑制
- ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務

1 第一次行財政構造改革の取組みと成果

(1) 危機的な財政の建直し

財政再建団体(1)に転落しかねない危機的な財政を建て直しました。

**H16～18年度で約170億円の財源不足
= 財政再建団体転落の危機**

公共事業の40%削減(3年間で約114億円)
事務事業等の15%削減(3年間で約47億円)
職員数の削減(3年間で106人/約10億円)
職員給与等の適正化・削減(3年間で約10億円)
未利用資産の売却(出資の引揚げ約6億円など)
民間委託の推進(運転業務,ごみ収集業務など)
指定管理者制度の導入(177施設に導入)

**各種改革により単年度での赤字を出さず
財政再建団体転落を回避**

右肩上がりの経済成長が終わり、長期にわたる景気の低迷、厳しい雇用情勢が続く中で、政府は、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、「効率的で小さな政府」を実現するため、

ア 国庫補助負担金(2)の廃止、縮減等の改革

イ 地方交付税(3)の全般的な見直し、総額抑制等の改革

ウ 税源移譲を含む税源配分の見直し

を内容とする三位一体の改革を押し進めてきました。

しかしながら、地方財政の自立を目指すべきこの改革は、国庫補助負担金の廃止、縮減等が進められる一方で、必ずしもこれに見合う税源移譲や適切な地方交付税措置が講じられず、地方へ負担を押し付ける結果となりました。

このような環境の下、市の財政運営は、市税や地方交付税等の歳入が大幅に減少する一方、公債費(4)、扶助費(5)等の義務的経費が増加するとともに、財政調整基金、市債管理基金、公共施設整備基金といった財政調整のための主要な基金(6)を取り崩さざるを得ず、非常に厳しい財政状況にありました。

平成16年3月に公表した財政見通しにおいては、それまでのような行財政運営を継続した場合には、平成16年度から18年度までの3カ年で約154億円(平成18年3月に時点修正を加えた財

政見通しでは約170億円)の財源不足が生じ、平成19年度からは財政再建団体に転落するものと見込まれました。

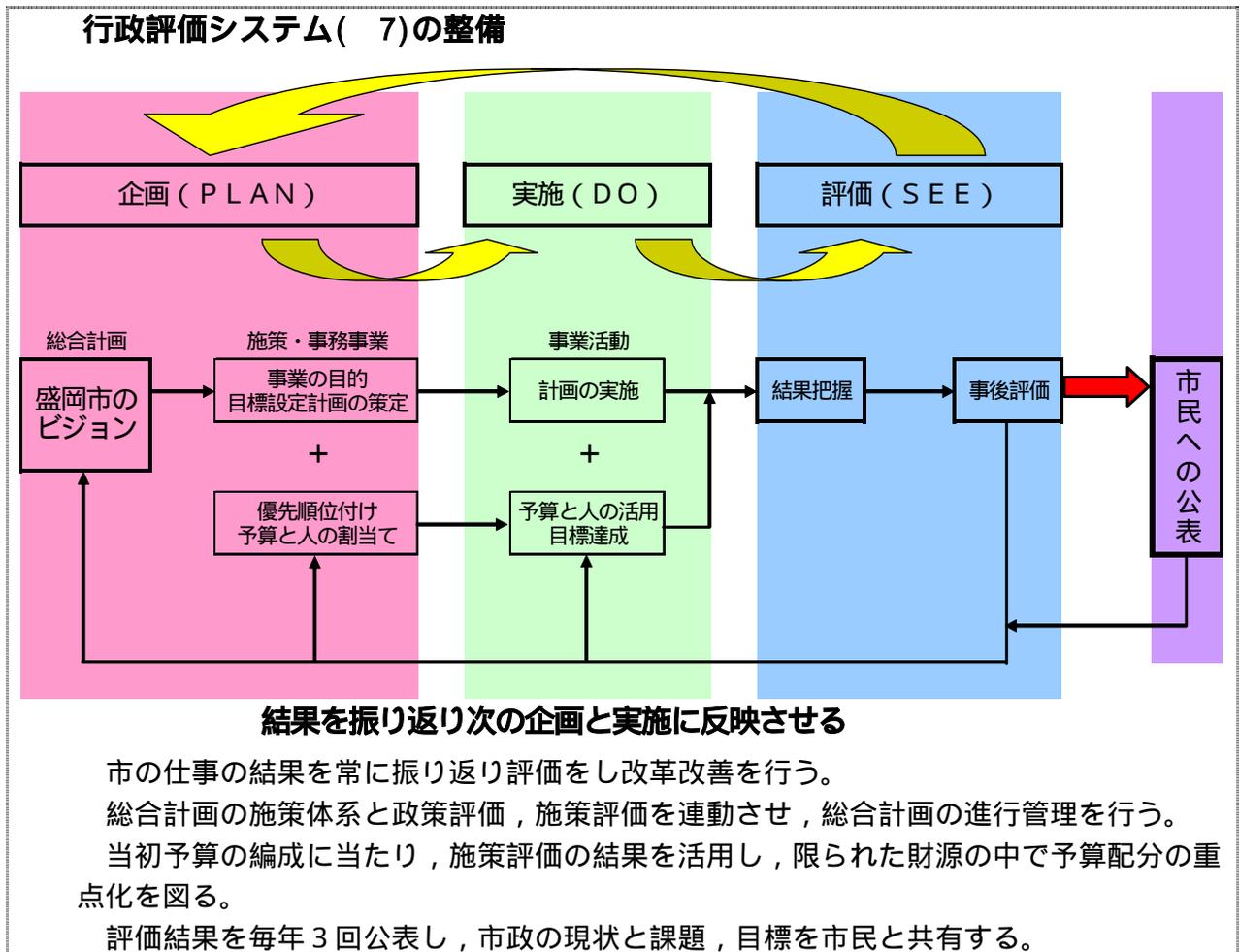
こうした危機的な財政を建て直し、安定した行財政基盤を構築するため、市では(第一次)行財政構造改革の方針及び実施計画を定め、次のような改革に取り組んできました。

- ア 公共事業の40%削減(3年間で約114億円)
- イ 事務事業等の15%削減(3年間で約47億円)
- ウ 職員数の削減(3年間で106人/約10億円)
- エ 職員給与等の適正化・削減(3年間で約10億円)
- オ 未利用資産の売却(出資の引揚げ約6億円など)
- カ 民間委託の推進(運転業務,ごみ収集業務など)
- キ 指定管理者制度の導入(177施設に導入)

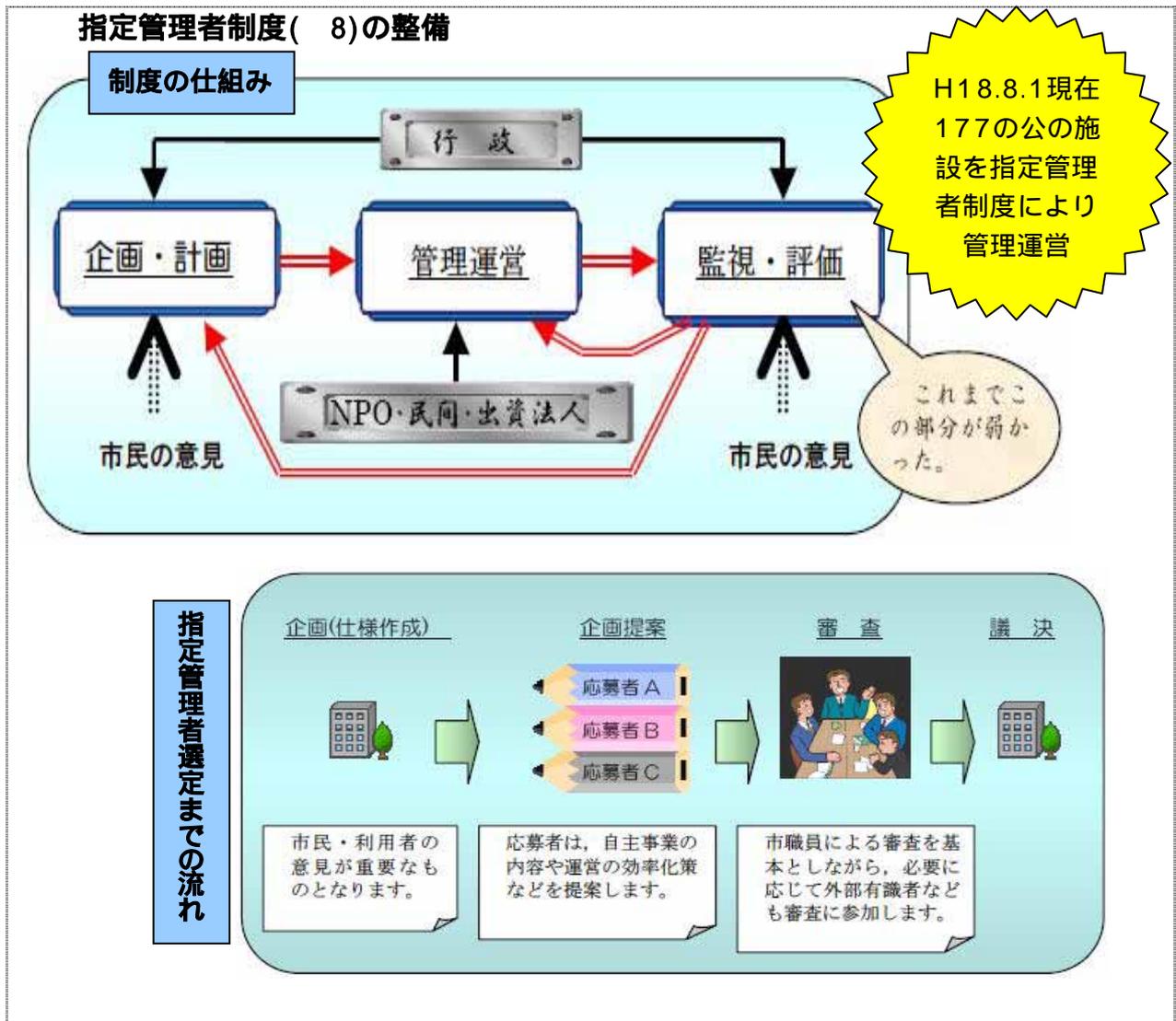
その結果、これまで各年度において赤字を出さずに財政運営をしてきており、懸念された財政再建団体への転落は回避することができました。

(2) 行財政運営の仕組みづくり

将来にわたり安定した行財政運営が確保されるよう新たな仕組みを整備しました。



指定管理者制度(8)の整備



外部監査制度(9)の導入

公認会計士や弁護士など外部の方が市の仕事を監査する仕組み
より一層の公正性、透明性の向上

将来にわたり安定した行財政運営が確保されるよう、新たな仕組みを整備しました。

まず、行政評価システムは、市の仕事をマネジメント（企画，実施，評価）することによって、継続的な改革改善を行うこと，まちづくりの課題に優先順位をつけて経営資源を有効活用すること，まちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝え市民との協働によるまちづくりを進めることを目指して整備しました。

- ア 市の仕事の結果を常に振り返り評価をし改革改善を行う。
- イ 総合計画の施策体系と政策評価，施策評価を連動させ，総合計画の進行管理を行う。
- ウ 当初予算の編成に当たり，施策評価の結果を活用し，限られた財源の中で予算配分の重点化を図る。
- エ 評価結果を毎年3回公表し，市政の現状と課題，目標を市民と共有する。

次に、指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正（同年9月2日施行）により新たに創設され、従来、公の施設の管理運営の管理主体を公共的団体などに限定していた規制を緩和し、民間事業者やNPO（10）の参入を可能にした制度です。

民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に活かされ住民サービスの向上や管理運営の効率化が期待できること、地域経済の活性化やNPO、地域住民との協働推進の有効な手段となり得ることなどから、積極的に導入を進めてきたところであり、平成18年8月1日現在177の公の施設を指定管理者制度により管理運営しています。

次に、外部監査制度は、公認会計士や弁護士など外部の方が市の仕事を監査する仕組みであり、平成16年度から導入されました。

監査結果、指摘された事項等に係る措置計画、措置状況はすべて公表することとしており、これまで、市立病院、水道事業、社会福祉事業団などの監査が実施され、改善に向けた取り組みが進められています。

こうした行財政運営の新たな仕組みづくりも、第一次行財政構造改革の大きな成果です。

2 第二次行財政構造改革の必要性

第一次の改革により財政再建団体への転落は回避でき、将来に向けた新たな行財政運営の仕組みづくりにも取り組んできました。

しかしながら、次の(1)～(3)のような諸情勢を踏まえれば、将来世代に責任が持てる行財政体制を確立するためには、引き続きさらなる改革が必要です。

- (1) 財政規模の縮小・財政硬直化への対応
- (2) 新しい公共の必要
- (3) 行政改革推進法の施行

(1) 財政規模の縮小・財政硬直化への対応

国から地方への歳出は削減の方向。一方、市の財政は硬直化しています。

財政規模の縮小

- ・ 地方へ負担を押し付ける結果となった三位一体改革
税源移譲が不十分なまま地方交付税・国庫補助負担金は削減
- ・ さらに国の財政再建の一環で地方への歳出は削減の方向

財政硬直化

- ・ 市の歳出の49.8%は義務的経費（人件費・扶助費・公債費）
- ・ 公債費負担比率(11)は21.7%（←警戒ライン15% / 危険ライン20%）
- ・ 経常収支比率(12)は90.4%（←警戒ライン80% / 危険ライン90%）
《いずれも17年度決算》

いわゆる三位一体改革は、国庫補助負担金の廃止、縮減等が進められる一方で、必ずしもこれに見合う税源移譲や適切な地方交付税措置が講じられず、地方へ負担を押し付ける結果となりました。その結果、地方財政の規模は大幅に縮減されました。

さらに、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（いわゆる「骨太の方針」）において「歳出・歳入一体改革」を打ち出し、徹底した歳出の見直しを行い、総人件費や公共投資など国・地方を通じた歳出の削減を図ることとしています。

今後の市の行財政運営は、財政規模が縮小することを前提に考えていく必要があります。

また、市税の伸び悩みや地方交付税の減少などにより歳入が思うように伸びない中で、かつての大規模施設の集中的な整備等による負債が重くのしかかり、景気低迷の影響等による扶助費の増加と相まって義務的経費が増加し、市の財政構造は、硬直化しています。

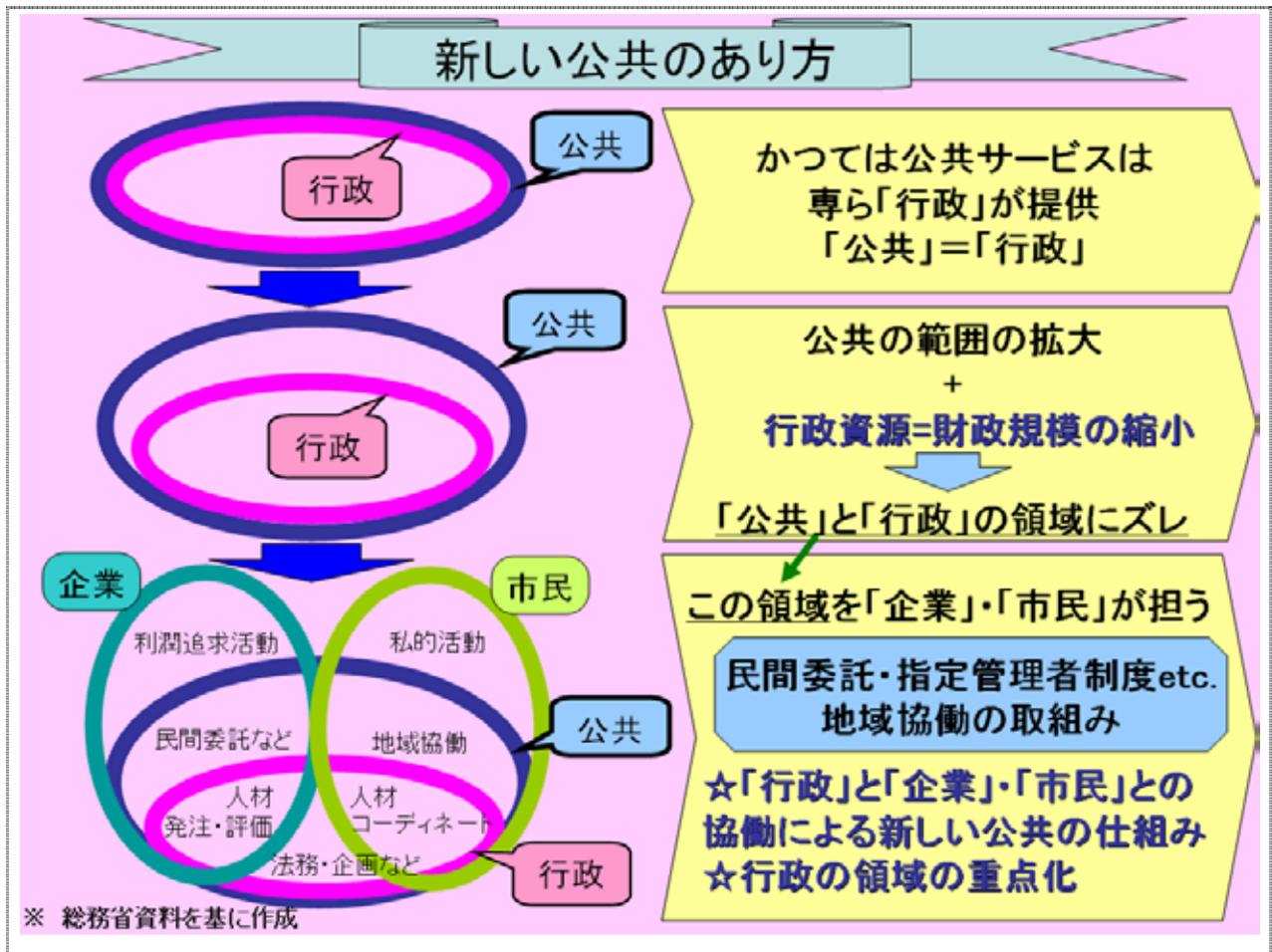
平成17年度決算では、歳出の49.8%は人件費・扶助費・公債費といった義務的経費が占め、一般財源が毎年度の地方債元利償還金にどの程度充てられているかを示す公債費負担比率は21.7%（警戒ラインが15%，危険ラインが20%），市税のうち普通税（13），地方交付税のうち普通交付税など毎年度経常的に収入される用途の制限のない財源が、人件費、扶助費、公債費など毎年度固定的に支出される経常的経費にどの程度充てられているかを示す経常収支比率は90.4%（警戒ラインが80%，危険ラインが90%）となっています。

この間、人件費の削減などの努力をしたものの、経常経費の大幅な削減には至っておらず、これ以上の財政の硬直化を避けるためには、経常経費の削減に一層の努力が必要です。併せて歳入増を図るため、市税の収納確保に向けたさらなる取組みも必要です。

➡ 財政の状況について、別紙1参照

(2) 新しい公共の必要

公共の範囲の拡大と行政資源（＝財政規模）の縮小に対応した新しい公共を構築・推進する必要があります。



かつて公共サービスは、行政がお預かりした税金をもとにして専ら提供していましたが、公共需要が多様化、増加する一方で、これを賄うための行政資源（＝財政規模）が縮小し、行政のみでは必要な公共サービスを提供できない状況が生まれてきています。

このギャップを埋めるために、民間委託、指定管理者制度、PFI（14）、地域協働の取り組みなど、行政と企業・市民及び市民活動団体であるNPO等との協働による新しい公共の仕組みを構築・推進する必要があります。

（3） 行政改革推進法の施行

行政改革推進法により、地方公共団体は行政改革を推進する責務があります。

行政改革推進法（平成18年6月2日公布施行）

- ・ 行政が実施する必要性の減少した事務事業を民間に委ねて民間活動の領域を拡大
- ・ 行政機構の整理・合理化等により行政コストを抑制して国民負担の上昇を抑制

↓

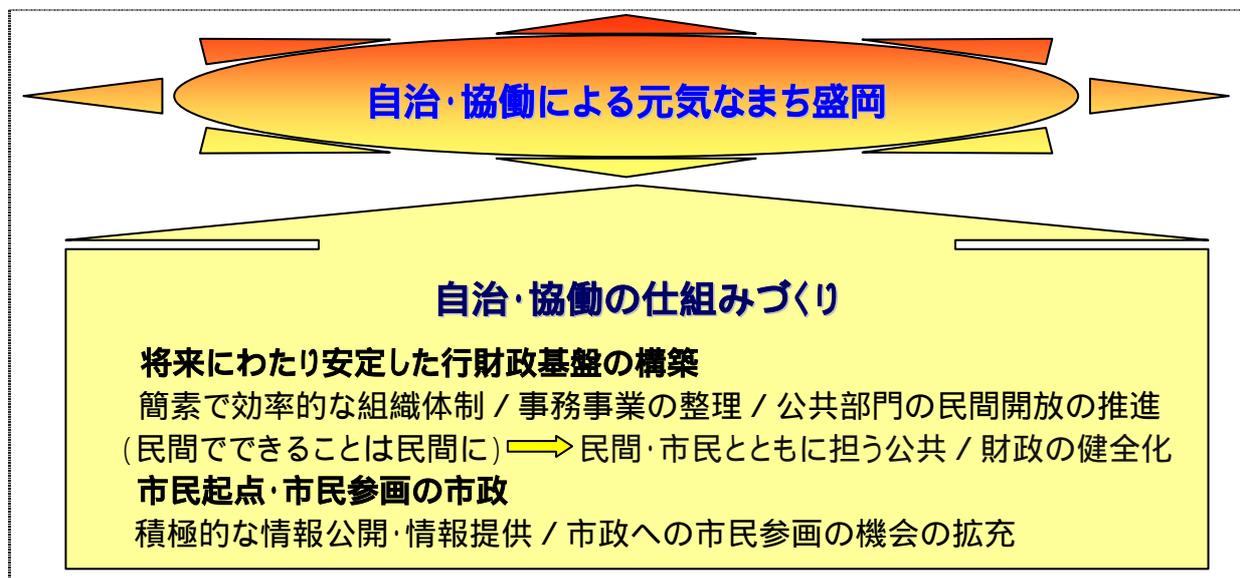
国及び地方公共団体は、上記の理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を負う

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年6月2日公布施行されました。

同法の第2条には、行政が実施する必要性の減少した事務事業を民間に委ねて民間活動の領域を拡大すること、行政機構の整理・合理化等により行政コストを抑制して国民負担の上昇を抑制すべきことが基本理念として謳われており、同法第3条により、国及び地方公共団体は、第2条の理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を負うとされました。

したがって、本市もこの法の趣旨を踏まえて行政改革を推進していく必要があります。

3 第二次行財政構造改革の目指すもの



将来にわたり安定した行財政基盤を構築するとともに、市民起点・市民参画の市政を徹底し、自治・協働による元気なまち盛岡をつくります。

ここでは、「自治」という言葉に、盛岡市が自治体としてしっかりと自立していくという意味と、様々な地域課題を市民が主役になって解決を図る、市民が自らの地域を自ら治めるという意味とを込めました。

第二次行財政構造改革では、自治・協働の仕組みづくりをさらに進め、元気なまち盛岡をつくります。

そのためには、将来にわたり安定した行財政基盤を構築するとともに、市民起点・市民参画の市政を徹底することが必要です。

(1) 将来にわたり安定した行財政基盤の構築

不断に見直される事務事業，行財政規模に見合う，NPO・企業・市民との協働を進めるにふさわしい，時代の変化に的確に対応できる，簡素で効率的な組織体制を構築します。

行政評価システムにより，常に業務の改革改善を図るとともに，優先度を踏まえた各種事業への取組みや事務事業の整理を行います。

官と民との役割分担や責任の確保策，効率性，サービス水準を検証しながら，「民間でできることは民間に委ねる」を原則に，NPO・企業・市民との協働を進め，民間・市民とともに担う公共を目指します。

➡ 市民サービスの向上や行財政運営の効率化を図りながら、民間の力を地域経済の活性化に生かすとともに、公共部門の民間開放による雇用の拡大、起業機会の拡大を進めます。

➡ これらは、ベンチャー企業(15)の支援、産学官の連携による新産業や地場産業の育成・支援などの各種施策と相まって、産業間の有機的な連携や支え合い、ひいては安定した重層的な産業構造のもとでゆとり、豊かさを実感できる市民生活の実現にも寄与します。

市税の収納率の向上や人件費、公債費の抑制等により、財政の健全化を図り、平成21年度末に、経常収支比率を89.7%（平成17年度末90.4%）、公債費負担比率を19.9%（平成17年度末21.7%）（盛岡市総合計画(16)に掲げる目標値）まで改善することを目指します。

➡ 今後の財政の見通しについて、別紙 2 参照

(2) 市民起点・市民参画の市政

積極的な情報公開・情報提供を行うなど、市民に対する説明責任を果たします。

市政への市民参画の機会を拡充し市民の英知を結集するとともに、市民との協働を強力に進め、市民起点、市民参画の市政を実現します。

4 取組期間

取組期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。

明確な目標・工程を定め、着実に進行管理をするため、また、行政改革推進法に定める地方公務員の職員数削減の目標年次を踏まえ、平成19年度から平成21年度までの3年間を取組期間とします。

5 改革の推進体制等

改革の推進体制の充実を図るとともに、様々な方法で市民、職員の意見・提言を受け、改革の取組みに反映させます。

市長を本部長とする「行財政構造改革推進本部」において、改革の推進に係る総合調整を行います。

改革の推進に係る事務は「行財政改革推進課」が担当します。

有識者等からなる「盛岡市行財政構造改革推進会議」を設け、定期的に改革の取組状況を報告し、改革に関する意見・提言を受けます。

改革を推進するための提言等を行う職員の自主グループ「10C(テン・シー)サークル」の活動を支援し、職員の内在的な力を改革の推進に活かします。

19年度において、職員が各地域に出向いて本方針及び実施計画を市民に説明するとともに、意見を交換し、提言を受けることとします。《市内31地区を予定》

市のホームページ及び各支所等に設置してある「市民の提案箱」で、改革に関する市民の意見・提言を随時受け付けます。

市のホームページに設けている「電子会議室」に「行革のひろば」を開設しており、行財政構造改革に関する市民の自由な意見交換の場とします。

改革の進捗状況を市のホームページや広報を通じて市民に随時公表し、市民の意見等を踏まえて毎年度本方針及び実施計画を見直します。

6 改革の取組み

(1) 行政評価システムによる市政のマネジメント

行政評価システムにより市の仕事をマネジメント（企画，実施，評価）することによって，まちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝え，課題に優先順位をつけて経営資源を有効活用するとともに，継続的な改革改善と人材開発の実践を図ります。その結果として，市民との協働によるまちづくりを目指します。

【改革の方向性】

総合計画の基本構想，実施計画と政策評価，施策評価との連動を図り，同計画の進行管理をする。

当初予算の編成に当たっては，施策優先度評価の結果を活用して施策ごとに予算枠配分を行い，配分された施策ごとの予算枠の中で事務事業優先度評価の結果を活用して事務事業費の配分を調整する。

行政評価結果については，盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。

市政推進に市民の意見が十分反映されるよう，施策評価の過程に外部評価を組み込む。

市民満足度等の指標の設定や成果の測定に当たっては，その方法について専門家の意見を取り入れながら，市民の意見を反映させる。

	18年度	19年度	20年度	21年度	
取組内容 (数値目標等)	行政評価システムによる市政のマネジメント	評価システムによる総合計画の進行管理	→		
		評価結果を活用した予算編成	→		
		評価結果の公表(年3回)	→		
		施策評価における外部評価導入の検討	試行・検証	試行結果を踏まえ措置	→
		ワークショップの開催と市民のアイデアを反映させた指標設定等	→		

(2) 事務事業の改革改善，再編・統廃合，補助金・負担金の見直し

事務事業については，最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に，行政評価システムによる評価，見直しを行い，事務事業の新設，改革改善，再編・統廃合を図ります。

事業費の水準は，一般財源ベースで，平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置します。

補助金・負担金についても，目的や効果等を不断に検証し，見直します。

【改革の方向性】

投資的経費及び義務的経費を除いた一般の事務事業すべてについて，毎年度，行政評価システムによる評価，見直しを行い，事務事業の新設，改革改善，再編・統廃合を図る。

併せて，経常経費の節減を図り，事業費の水準は，一般財源(17)ベースで，平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置する。

補助金・負担金については，目的や効果，市の関与の必要性等を不断に検証し，目的の達成されたものや，事業全体に対して補助負担の割合が少ないもの等については，廃止の方向とする。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	事務事業の見直し	一般財源ベースで平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置		
	補助金・負担金 の見直し	行政評価システムにより個別に 評価・見直し		補助金の一斉 見直し

(3) 公共事業の見直しと水準抑制

市財政の規模に見合った公共事業を実施するため、行政評価システムによる評価、見直しを行い、真に必要な事業を厳選するとともに事業費の縮減、事業の改革改善を図ります。

事業費の水準は、平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置します。

なお、継続中の大規模公共事業については、事業の必要性について徹底した検証を行い、事業の休廃止・継続を判断します。

【改革の方向性】

公共事業について、市の「体力」に見合った水準とするため、毎年度、行政評価システムによる評価、見直しを行い、真に必要な事業を厳選するとともに事業費の縮減、事業の改革改善を図る。

事業費の水準は、平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置する。

全体計画事業費1億円以上の継続中の大規模公共事業については、行政評価システムにより特に重点的に事業の必要性について検証を行い、事業の休廃止・継続を判断する。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	公共事業の見直し	事業費ベースで平成18年度決算の水準を基本に抑制的に措置 行政評価システムにより個別に評価・見直し		

(4) 歳入の確保と市債の抑制

財政の健全化のために、歳入の確保に取り組むとともに、市債の新規発行抑制に努め、残高縮減を図ります。

【改革の方向性】

市税等について、悪質・高額滞納者への滞納処分の強化、休日の納付相談・納付窓口の拡充、夜間電話催告・休日訪問催告の強化及び口座振替促進等の取組みにより収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。

使用料・手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から、適時適切に見直す。

未利用市有地・保留地については、広報・宣伝活動の強化や予定価格の公表等により、積極的に売却を行うとともに、貸付等の有効活用に努める。

市の各種印刷物、施設・物品等に企業等の広告を掲載、掲出する。

市債については、毎年度の新規発行額を、臨時財政対策債(18)を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とし、残高縮減を図る。

	18年度	19年度	20年度	21年度																
取組内容 (数値目標等)	<p>市税等の収納率の向上</p> <p>【19年度決算】 単位：百万円，%</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>調定額</td> <td>収入額</td> <td>収納率</td> </tr> <tr> <td>現年課税分</td> <td>43,559</td> <td>42,478</td> <td>97.52</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>2,888</td> <td>726</td> <td>25.14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46,448</td> <td>43,204</td> <td>93.02</td> </tr> </table>		調定額	収入額	収納率	現年課税分	43,559	42,478	97.52	滞納繰越分	2,888	726	25.14	計	46,448	43,204	93.02	<p>収納率：市税について、毎年度、現年度分97.80%以上、滞納繰越分26.00%以上、合計で93.20%以上を目標とする。</p> <p>口座振替率：21年度までに36%を目標とする。(一般・特別会計・税外を含む。19年度末34.70%)</p>		
		調定額	収入額	収納率																
	現年課税分	43,559	42,478	97.52																
	滞納繰越分	2,888	726	25.14																
	計	46,448	43,204	93.02																
	<p>使用料・手数料の適正化</p> <p>総点検</p>	<p>随時の見直し</p>	<p>公の施設使用料の減免規定の見直し</p>	<p>措置</p>																
<p>未利用市有地・保留地の処分・貸付等の有効活用</p>	<p>未利用市有地・保留地処分目標額(土地開発公社分を含む)</p> <p>約20億円</p>																			
<p>市の各種印刷物等への企業等の広告の掲載、掲出</p> <p>「広報もりおか」への広告の掲載</p>	<p>各種納税通知書、市の施設・物品等 広告媒体の拡大を検討・実施</p>																			
<p>市債の新規発行の抑制と残高縮減</p>	<p>新規発行を臨時財政対策債を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑制 残高を縮減</p>																			

(5) 民間委託等の推進

官と民との役割分担や責任の確保策，効率性，サービス水準を検証しながら，「民間でできることは民間に委ねる」を原則に，積極的に民間委託，指定管理者制度の活用，PFI事業の導入を推進します。

また，公共サービス改革（いわゆる市場化テスト）（19）の導入について，検討のうえ必要な措置を講じます。

【改革の方向性】

公共部門の民間開放による雇用の創出，地域経済活性化等の観点から，官と民との役割分担や責任の確保策，効率性，サービス水準を検証しながら，民間でできることは民間に委ねることを原則として，積極的に民間委託を進める。

同様の趣旨で，より質の高い効率的なサービスの実現を目指し，公の施設の指定管理者制度の活用，PFI事業の導入を推進する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス改革（いわゆる市場化テスト）の導入について，他団体の取扱いも参考にしながら，適否を含め検討のうえ必要な措置を講ずる。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	民間委託			
	委託可能業務（可燃ゴミ収集業務等）		順次委託	→
	業務仕分による委託可能業務の抽出	委託の検討・関係機関との調整	方針決定	方針に沿って措置
	民間委託可能業務の今後の工程は別紙3のとおり			
	指定管理者制度			
制度導入	監視・評価	公募	指定	指定管理者の更新
公共施設の今後の管理運営の方向性については別紙4のとおり				
PFI事業				
	順次導入			→
公共サービス改革				
		適否を含め検討・関係機関との調整	方針決定	方針に沿って措置

(6) NPO・企業・市民との協働の推進

公共需要をNPO・企業・市民との協働により担う観点から、NPO・企業・市民との協働を推進します。

また、協働を推進する環境を整備するため、NPO・企業・市民並びに職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民等の市政への参画を促し、行政主導型の社会システムから、協働型の社会システムへの転換を図ります。

【改革の方向性】

官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、NPO・企業・市民など多様な主体が公共需要を担う仕組みを構築する。

NPO・企業・市民並びに職員の協働意識の醸成に努めるとともに、協働ルールの徹底を図るなど、市民等が市政に参画しやすい環境づくりを進める。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	NPO・企業・市民との協働の推進			
	前項の民間委託の推進，指定管理者制度の活用等			
	グラウンドワーク(20)・ワークショップ(21)等の呼びかけ・実施			
	パブリック・インボルブメントの実施			
	自治・協働の新たな仕組みづくりの検討			
	協働意識の醸成等			
	NPOや市民向けのNPO講座，職員向けのNPO講座の開催 NPO市民協働フォーラムの開催			
	公募型協働推進事業(22)の実施			
	NPOネットワーク化推進事業(23)の実施			

(7) 公正の確保と透明性の向上

市民に対する説明責任を果たし、自治・協働による元気なまちを実現するため、行政情報のより一層の公開を徹底するとともに、パブリック・コメント、パブリック・インボルブメント制度の積極的な活用等により、市政への市民参画の拡充と市民意見の反映に努めます。

また、入札・契約手続きの公正性・透明性の向上と効率化を図るため、入札制度を見直します。

行財政運営の一層の公正性確保によって市民から信頼される市政を実現するとともに行財政改革の推進に資するため、監査委員制度の充実・強化、外部監査の実施、職員の職務に関するコンプライアンス（法令遵守）や倫理の保持のための体制を整備します。

【改革の方向性】

行政評価の結果を、盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。

文書管理システム(24)の導入により、開示請求対象文書検索の迅速化を図るとともに、文書件名をインターネットで公開し、より一層の情報公開に努める。

市政情報の公表及び提供に当たっては、正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努める。

パブリック・コメント(25)、パブリック・インボルブメント(26)制度の活用により、多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めるとともに、より多くの意見が寄せられるような環境を整備する。

入札・契約手続きの公正性・透明性の向上と効率化を図るため、平成20年度の運用開始を目標として電子入札(27)を導入するとともに、第三者機関として入札等監視委員会(28)を設置する。

監査委員への外部の人材を積極的に登用するなど市民の理解と支持が得られる監査委員制度とするとともに、引き続き外部監査を実施し、監査機能の強化に取り組む。

公務員としての倫理、内部公益通報制度(29)及び不当要求行為対策(30)を内容としたコンプライアンス（法令遵守）等に関する条例を制定するとともに、庁内推進体制等を整備し、公正な職務遂行を確保する。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)		行政評価結果の公表 (年3回)		
	情報公開			
	文書管理システム	導入準備・試験運用	本格運用	インターネットで公開
	情報提供	正確で分かりやすい情報の提供と市民満足度の点検実施		
	市民意見の反映			
	パブリック・コメント	より多くの意見が提出されるような環境の整備		
	パブリック・インボルブメント			
	入札制度の改善			
	《岩手県と共同のシステム》			
	電子入札の導入	導入準備	運用開始	
	入札等監視委員会の設置	設置準備	設置運営	
	監査制度	監査結果をホームページ上で公表	外部の人材の積極的登用	
	監査委員制度	充実・強化		
外部監査	外部監査実施			
コンプライアンスと倫理保持体制				
コンプライアンス(法令遵守)等に関する条例の制定			検討・制定, 運用	

(8) 職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と職員給与等の見直し

総人件費を抑制するため、定員適正化計画に基づき、計画的に定員を削減します。

また、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、事務事業、行財政規模に見合う組織・定数に改編します。

職員給与については、民間給与水準の適切な反映などにより一層の適正化を図ります。

【改革の方向性】

事務事業の見直しや業務の民間開放、市民との協働の取組みなどにより、職員の定員を、21年度までの取組期間内では中核市移行に伴う増員分を除き85人（18年4月1日現在定員の3.5%）程度削減する。18年度から22年度までの第三次定員適正化計画の取組期間の5年間では145人（17年4月1日現在定員の5.8%）程度削減する。

なお、20年度の中核市移行に伴う保健所等の事務移譲により、50人程度の増員が見込まれるが、これについても定員適正化計画に位置付け、全体の定員と一体的に管理し、計画的に削減する。

組織間の横の連携強化と各種行政課題に柔軟に対応できる組織体制とするとともに、組織のフラット化、グループ制（31）の導入や専決権限の適切な配分等により迅速な意思決定、業務の効率化を図る。

支所・出張所のあり方について、利用状況、行政需要、地理的条件及び市民の利便性を考慮するとともに、効率的な行政運営の観点も踏まえて、検討し、必要な見直しを行う。

職員給与について、地域における民間給与水準の適切な反映などにより一層の適正化を図る。

福利厚生事業について、点検・見直しを行う。

職員の給与、定員管理、人件費、福利厚生事業の状況について、情報開示を徹底するとともに、開示に当たっては市民が他団体との比較分析を容易に行うことができるようにするなど分かりやすいものとする。

法令等により設置が義務付けられているものを除き、設置目的が類似する審議会、審議事項が重複する審議会等については、整理統合を図る。

「審議会等の設置及び委員の選任に関する指針（ガイドライン）」に基づき、より多くの市民の市政への参画を進めるとともに、女性委員就任率の向上を図る。

	18年度	19年度	20年度	21年度	
取組内容 (数値目標等)	定員の削減				
	第三次定員適正化計画策定	順次削減			
	H18.4.1現在 2,454人			H18年度比 85人(3.5%)	
		中核市移行に伴う 増員(50人程度)		上記計画に併せ削減	
	組織機構の見直し	随時の見直し			
	組織間の横の連携強化				
		支所・出張所のあり方の検討	方針決定	方針に沿って措置	
	給与制度等				
	地域民間給与水準の適切な反映	随時実施			
	福利厚生事業の点検・見直し	随時実施			
	情報公開の徹底				
	職員給料のラスパイレス指数(32)(国100.0) H15年:103.0 H16年:100.5 H17年:97.0 H18年:95.9 H19年:99.3				
	審議会等の見直し				
	整理統合・効率化	統廃合方向性決定			
	委員選任適正化				
順次任命換					
女性委員割合 【18年度】25.2%	女性委員割合35.0%目標				

(9) 人材育成の推進

質の高い行政サービスを効率的に提供するため、「盛岡市人材育成基本方針」等に基づき、能力開発を推進し分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成します。

【改革の方向性】

計画的な研修により職員の能力開発を行う。

管理職のリーダーシップのもと職場の活性化を推進するとともに、職員のやる気を引き出し、人を育てる職場風土を醸成する。

職員の能力や適性等に応じた適材適所の人事配置とするとともに、行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる人材を確保する。

職員の能力開発と組織目標達成のため、人事評価制度を導入する。

職員のキャリアプラン(33)の作成・開発を支援する研修を実施する。

	18年度	19年度	20年度	21年度	
取組内容 (数値目標等)	能力開発研修の実施	→			
	職場活性化支援・人材育成風土醸成	→			
	適材適所の人事配置・多様な人材の確保	→			
	職員の能力・意欲を高める人事システムの構築	人事評価制度の導入準備	試行	本格実施	→
		キャリア開発研修(34)・キャリア開発支援者研修(35)の実施	→		

(10) 地方公営企業(36)の経営健全化

安定した企業経営とサービスの向上を図るため、計画性・透明性の高い企業経営を推進し、経営計画等に基づき更なる経営の健全化に取り組みます。

【改革の方向性】

水道事業については、17年3月に策定した「新盛岡市水道事業基本計画」及び17年度の外部監査の指摘事項等を踏まえ、民間委託等による経営の効率化や人件費の見直し、適正料金の確立等により、引き続き経営の健全化を図る。

下水道事業については、17年度から地方公営企業法(37)の財務規定等を適用し運営していることから、その定着を図るとともに、18年度の外部監査の指摘事項等も踏まえ中長期財政収支計画を策定し、更なる経営の健全化を図る。

また、下水道使用料の見直しを行う。

経営の合理化・健全化を推進するため、引き続き上下水道事業の組織統合について検討する。

病院事業については、16年度の外部監査の指摘や「盛岡市立病院のあり方検討委員会」での検討等を踏まえ策定された「盛岡市立病院改革基本方針」に基づき経営改善計画を策定し、19年度から地方公営企業法の全部適用による公営企業体に移行する。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	水道事業			
	<ul style="list-style-type: none"> 新盛岡市水道事業基本計画 外部監査の指摘事項等 	経営の健全化	→	
	下水道事業			
	中長期財政収支計画策定	経営の健全化	→	
	上下水道組織統合	方針決定	方針に沿って措置	→
	病院事業	病院事業管理者を配置し人事・財務など経営全般を改革		
経営改善計画策定		公営企業体へ移行・経営の健全化	→	

(11) 出資法人の経営改善・統廃合

出資等の割合が一定規模以上の法人（ ）について、経営実態調査や第三者評価による助言等を踏まえ、法人自らが、経営改善の取組みとして策定した措置計画に基づき、経営改善するよう指導します。

また、市の施策推進上の役割・使命を終えたと認められる法人、将来にわたって経営の改善が見込まれない法人については統廃合又は出資の引揚げを図ります。

【改革の方向性】

法人が措置計画に基づき経営改善に取り組むよう指導するとともに、措置状況について適宜把握し、必要に応じて助言・指導を行う。

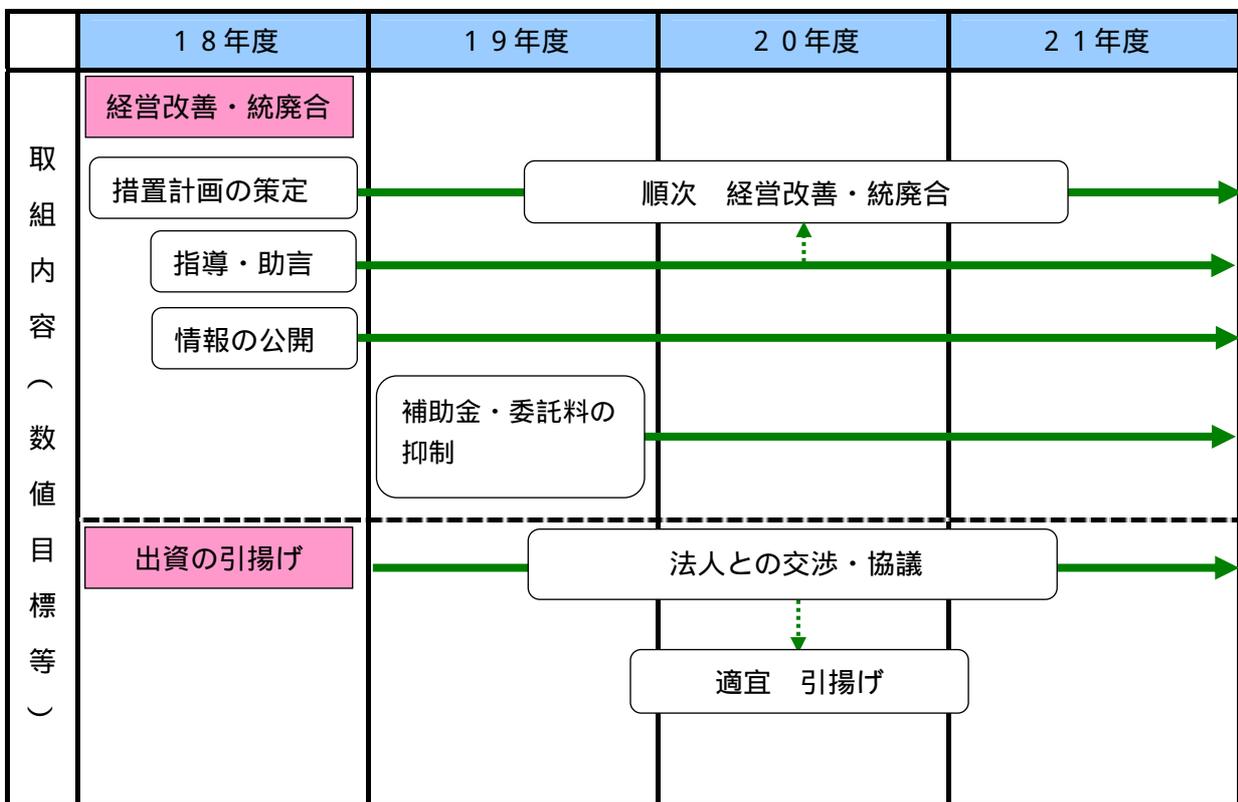
法人の事業内容、経営状況、経営改善の取組状況、公的支援の状況等について、市民に対し積極的かつ分かりやすい情報公開を行う。

法人に対し、職員数及び職員の給与に関する情報を法人の経営状況等と合わせ公開するよう指導と要請を行う。

義務的経費等やむを得ないものを除き、法人に対する補助金・委託料について、法人の経営状況等を考慮しながら、抑制に努める。

施策推進上の役割・使命を終えたと認められる法人については、取組期間内に順次統廃合・廃止（解散）を進める。

出資の目的を達成したと認められる法人については、引き続き出資の引揚げを行う。



市の出資等割合が法人の出資等額全体のおおむね4分の1以上を占め、かつ、市の出資等金額が500万円以上の法人です。

(12) 財務状況の透明性の向上

財務状況が総合的に把握できるような情報を分かりやすい方法で公開するため、企業会計の慣行を参考とした財務書類を関係団体も含む連結ベースで作成するなど、公会計の整備に取り組みます。

また、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定し公表します。

【改革の方向性】

実質公債費比率(38)等の財政情報について、他団体と比較できるような分かりやすい形で公開するとともに、公会計の整備を図ることにより、財務状況の透明性を一層推進する。

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類を20年度までに関係団体も含む連結ベースで整備し、公表する。

財務書類の作成・活用等により資産・債務に関する情報を公開するとともに、適切な管理を行う。

未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と施策を20年度までに策定し公表する。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容 (数値目標等)	公会計の整備			
	貸借対照表(39), 行政コスト計算書(40), 資金収支計算書(41), 純資産変動計算書(42)の整備		公表	
	資産・債務管理			
	資産・財務に関する情報公開と適切な管理			
			公表	

用語の解説

1 財政再建団体

赤字額が標準財政規模の20%（本市の場合約117億円）以上になると、財政再建団体となり、国・県の管理下で財政再建を行う場合以外は、市債の発行制限を受けることとなり、事実上、多くの公共事業が実施できなくなります。

国・県の管理下で財政再建を行う場合は、市債の発行制限は解除されるものの、赤字解消のため市独自の事業を廃止したり、使用料等を他団体の最高料率以上に引き上げるなどの措置を講じなければならないほか、経費削減について国・県から具体的な指示を受けるなど、自治権が大幅に制限されます。

2 国庫補助負担金

国が地方に対し特定の事務事業の実施を奨励する場合などに財政的な支援として交付する資金（国庫補助金）や国と地方とが共同責任をもつ事務を地方が実施する場合に、国が義務的に負担する資金（国庫負担金）のことをいいます。いずれも地方にとっては使いみちが特定された財源となります。

3 地方交付税

地方の税収の不均衡（偏り）を是正して、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国税の一部を一定割合で交付するもので、地方にとっては使いみちが特定されず自由に使える財源となります。

4 公債費・市債（地方債）

市が公共施設の整備等の目的で借り入れる長期の借入金を市債（歳入）といい、その元利償還金を公債費（歳出）といいます。

5 扶助費

生活保護法，児童福祉法，老人福祉法等各種の法令に基づき，または地方公共団体単独で被扶助者に対して支給する金品等に要する経費をいいます。

6 基金

一般世帯の貯金に当たるものであり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（特定目的基金）と特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（定額運用基金）とがあります。

7 行政評価システム

行政の政策，施策，基本事業，事務事業の各階層ごとに，必要性，有効性，効率性，優先性，経済性などの様々な視点から科学的に分析，評価し，これを公表することによって説明責任を果たすとともに，行政運営の改善につなげていく仕組みをいいます。

8 指定管理者制度

体育施設や文化施設，集会所，福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を，条例に基づいて指定された者に委任する制度をいいます。

平成15年6月の地方自治法の改正により制度化され，従来は，公共団体や財団法人などでなければ公共施設の管理運営を受託できなかったものが，民間事業者による管理運営もできることとなりました。

民間事業者の有するノウハウやサービス提供能力を公共施設の管理運営に活かすとともに，競争原理を導入することによって，効果的・能率的な管理運営や住民サービスの向上を実現することを狙いとしています。

9 外部監査制度

平成9年6月の地方自治法の改正により，監査機能の専門性，独立性を一層充実させるとともに，住民の信頼をより高めるために導入されたもので，公認会計士，弁護士などの資格を有する者が，外部監査契約に基づき監査を行う制度をいいます。

外部監査には，外部監査人が，監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と，住民や議会からの請求など，特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査とがあり，前者の場合は，都道府県，政令指定都市及び中核都市は必ず契約を締結，それ以外の市町村は条例で定めた場合に可能，また後者は，すべての普通地方公共団体で条例で定めた場合に可能とされています。

従来の監査委員制度と相まって，監査機能全体の強化が図られます。

10 N P O

営利を目的とせずに社会貢献活動を行う民間事業組織のことで，特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（N P O法人）のほか，法人格のない市民活動団体，ボランティア団体などのことをいいます。

それぞれの団体の社会的使命（ミッション）に基づいて様々な自主的・自発的活動を行っており，新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

11 公債費負担比率

一般財源が毎年度の地方債元利償還金にどの程度充てられているかを示す比率をいいます。

この比率が高くなるほど，財政が悪化していることを示します。一般的には，15%が警戒ライン，20%が危険ラインとされています。

12 経常収支比率

市税のうち普通税，地方交付税のうち普通交付税など毎年度経常的に収入される用途の制限のない財源が，人件費，扶助費，公債費など毎年度固定的に支出される経常的経費にどの程度充てられているかを示す比率をいいます。

この比率が高くなるほど，新規の事業などを行う余裕が失われ，財政が悪化していることを示します。一般的には，都市にあっては75%程度が妥当とされ，80%が警戒ライン，90%が危険ラインとされています。

13 普通税

その収入を自治体の判断でいかなる施策の経費に充ててもよい税金で，市町村民税，固定資産税，軽自動車税などがあります。（目的税～その使いみちが特定され，特定の経費に充てられる税金。入湯税，都市計画税など）

14 P F I

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

P F I法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）には、対象となる公共施設等として、

道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
庁舎、宿舍等の公用施設

公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設。駐
車場、地下街等の公益的施設

情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除
く。）、観光施設及び研究施設

その他これらに準ずる施設で政令で定めるもの

が規定されています。

市では、平成17年度に、P F I事業導入に係る基本方針や導入手順等を「盛岡市P F I導入基本方針」として取りまとめ、適切な事業にP F Iの手法を取り入れることとしています。

施設の設計、建設、維持管理、運営に民間のノウハウを積極的に取り入れる手法の一つであり、行政は、適切な監視、評価を行うことが必要です。

15 ベンチャー企業

新商品、新サービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業などをいいます。

16 総合計画

平成17年度から平成26年度までの盛岡市のまちづくりの理念、目指す姿、これらを具現化するための方策等を体系的に取りまとめた、市政の最上位の計画のことをいいます。

17 一般財源

市税や地方交付税など、その用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をいいます。

これに対し、国庫支出金（国が地方に対し特定の事務事業の実施を奨励する場合など財政的な支援として交付する資金）や地方債などは、その用途が特定されており、特定財源と呼ばれています。

18 臨時財政対策債

地方財源の不足に対応するため発行される、いわゆる「赤字地方債」の一つで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できるとされています。地方財政法第5条の特例となる地方債で、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度、地方交付税に算入されることとなっています。

19 公共サービス改革（いわゆる市場化テスト）

これまで国や地方公共団体が提供してきた公共サービスについて、行政と民間が対等な立場で競争入札に参加し、価格・サービスの質の両面の総合的な評価により、最も優れた者がサービスの提供を担っていくこととする仕組みで、平成18年6月2日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が公布され、同年7月7日に施行されたことにより制度化されました。地方公共団体においては、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書、納税証明書等の交付事務等について、現行法令の規制緩和が行われ、この制度の対象とすることが定められました。

20 グラウンドワーク

地域を構成する「住民」，「行政」，「企業」の三者が協働し，ワークショップによる計画づくりや資金，資材の提供，実際の作業などを分担し，自然環境や地域の施設等を改善・整備していく活動をいいます。

21 ワークショップ

工房とか協働作業所という意味ですが，講演や説明会のように，一方的に話をする人がいて聞く人がいるという形ではなく，参加者がグループでの作業などを通じて情報やアイデアを出し合い，議論をし，お互いに学び合いながら，課題を発見したり，解決策をまとめ上げていく形の会議形式のことをいいます。

22 公募型協働推進事業

市民協働のまちづくりを推進するため，NPO等が企画提案した事業の中から，協働の推進に向けて先導的な事例となる事業を選定し，補助金を交付する事業です。

23 NPOネットワーク化推進事業

市民活動の活性化に向けて，市民活動団体間の連携を強化するため，市民活動団体間の情報及び人的ネットワーク化を推進する事業です。

24 総合文書管理システム

紙媒体を基本に処理されているすべての文書を対象に，收受，起案，決裁，保存，廃棄に至る処理を電子的に行う文書管理システム。このシステム構築により，事務の効率化が図られるとともに，行政文書のインターネット上での公開が可能となります。

25 パブリック・コメント

重要な施策や計画などを策定する場合に，その原案などを公表し，広く住民の意見や情報を求め，提出された意見などを考慮，検討して決定していく仕組みをいいます。

26 パブリック・インボルブメント

直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが，都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において，住民がその計画等の相談に加わることをいいます。

行政は，その計画等に関する情報を明らかにし，住民と意見，情報を交換できる場を提供したり，質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら），合意形成を図っていくこととなります。

27 電子入札

利用者登録、入札参加資格申請、入札書提出などの入札関連行為を電子的に行うシステムのことをいいます。

28 入札等監視委員会

学識経験者等で組織される第三者機関で，入札及び契約手続の運用状況や競争参加資格の設定・確認，指名の経緯等について報告を受けたり，これについて審議をし，必要に応じて意見を具申することなどにより，入札及び契約の透明性の確保を図ることを目的としています。

29 内部公益通報制度

市役所内部等における法令違反等の事実を早期に発見し、その実態を把握し、必要な措置を講ずる段階において、通報者が不利益な扱いを受けることのないよう保護しながら、職員等からの通報を受け付ける制度をいいます。

30 不当要求行為対策

不当要求行為とは、暴力行為等の社会的妥当性を欠く行為等により自らの要求を実現する行為等をいい、不当要求行為対策とは、職員に対し不当要求行為があった場合にそれらを排除し、公務の適正な執行と職員の安全を確保するため組織的対応をとることをいいます。

31 組織のフラット化・グループ制

組織のフラット化は、従来の組織（階層型）に対して、例えば次長職、課長補佐職を廃止するなどして役職の階層をできるだけ簡素化し、意思決定の迅速化を図ることをいいます。組織の機動性を発揮し、新たな行政課題や市民のニーズに迅速柔軟に対応できる利点があります。

グループ制は、従来の係制に対して、業務のまとまりごとに多人数で柔軟な運営ができる組織形態としたものをいいます。業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用が可能になる利点があります。

32 ラスパイレス指数

職員の給与水準を比較するために用いられる指数の一つで、国家公務員の給料総額を基準（100）として、比較される団体の学歴別、経験年数別の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定した場合に計算上得られる給料総額を比較して得られる指数をいいます。

33 キャリアプラン

市職員としての将来的なありたい姿（キャリアビジョン）及び5年後のありたい姿（キャリアゴール）を定め、それらに到達するために必要な具体的行動計画をいいます。

34 キャリア開発研修

職員が自分自身にあったキャリアプランを作成するため、これまでのキャリアを振り返り、自分自身の能力や価値観、組織の中で果たすべき役割などを考え、これからの具体的なキャリアプランを作成する研修をいいます。

35 キャリア開発支援者研修

職員個々のキャリアプランを組織として支援するため、所属長に対し、キャリア支援の考え方、所属長としての役割、面談スキルを習得させるために行う研修をいいます。

36 地方公営企業

地方公共団体が経営する企業をいい、盛岡市には、水道事業、下水道事業及び病院事業などがあります。

37 地方公営企業法（全部適用・財務規定等の適用）

地方公営企業の能率的経営の促進と経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、地方公営企業の組織や財務、職員の身分などについて制定された法律です。地方公営企業法（以下「法」といいます。）の概要は次のとおりです。

- (1) 地方公営企業の業務を執行させるため、原則として、企業の管理者を置きます。管理者は、企業職員の任免・分課の設置・企業管理規程の制定等日常業務を執行する権限と責任を有します。
- (2) 地方公営企業の経理は、特別会計を設け、その経費は原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとされています。また、経理の方法は、発生主義に基づく企業会計方式を採用し、経営成績及び財政状況を明らかにすることとされています。
- (3) 一般職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については条例で定めることとされていますが、企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、管理者が企業管理規程で定めることができます。また、企業職員は、一般職員と違い、労働組合を結成することができ、労働協約の締結等も認められています。

法に規定された7事業（水道、電気、ガス等）の地方公営企業については、当然に法の規定が全部適用されますが、その他の公営企業のうち、病院事業については、法の財務規定等（上記の(2)の部分）が当然に適用され、また条例で定めるところにより、病院事業に法の全部適用を、その他の事業に対しては法の全部または財務規定等を適用することができます。

盛岡市では、水道事業は、法に規定されている地方公営企業であり、法の規定が全部適用されています。

下水道事業は、法適用は任意ですが、財務の明確化・透明化と経営効率化・健全化の手段取得をねらいとして条例を制定し、平成17年度から法の財務規定等を適用しています。

病院事業は、法の規定により従来から財務規定等が適用されていますが、独立した企業体として経営責任の明確化や経営の自律性をさらに高めることにより経営改善を図るため、条例を改正し、19年度から法を全部適用することとしています。

38 実質公債費比率

地方債協議制移行に伴い取り入れられた、財政規模に占める地方債の元利償還金などの割合を実質公債費比率といいます。ここでいう元利償還金などには、下水道などの公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費も含まれます。この比率が18%を超えると地方債許可団体へ移行するとされています。

39 貸借対照表

貸借対照表（バランスシート）とは年度内の一定の時点（年度末）での資産や負債の状況を一覧表にしたものです。これまでの予算や決算による財政状況の公表では、1年間の資金の流れをつかむことは可能でしたが、どれだけの資産をつくり上げ、どれだけの負債が生じたかについては説明できませんでした。市がこれまでに蓄積してきた資産とそのために使われた財源を対比し、資産と負債といったストックの面から財政状態を明らかにすることが可能となります。

40 行政コスト計算書

行政コスト計算書は民間企業でいう1年間の利益及び損失を表す損益計算書にあたるもので、貸借対照表（バランスシート）が過去に取得・形成した道路や建物など資産や負債の内容を示すものに対して、資産形成につながらない当該年度の市民への行政サービスにどのくらいの費用（コスト）がかかり、それをどのような収入で賄ったかを表したものです。貸借対照表がストックを表すものであるのに対し、行政コスト計算書は発生主義により収支（フロー）を表すものです。

41 資金収支計算書

資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）は、行政活動を資金の流れからみたものであり、年度初と年度末の資金（財政調整基金、減債基金及び歳計現金）の増減内訳を一覧表にしたものです。基本的な考え方は、これまでの「歳入歳出決算書」と同じですが、キャッシュ・フロー（歳入

歳出)を、一定の活動区分(行政活動・投資活動・財務活動)別に表示することにより、各々の活動における資金調達の源泉及び資金の用途を明確にすることができます。

▷ 減債基金：将来の地方債の償還及び信用維持のために設けられている基金のことです。

42 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、行政コスト計算書上に表示されない、貸借対照表上の純資産の変動とその財源調達や用途を示すものです。例えば土地を一般財源で購入する場合は、基金や歳計現金から有形固定資産への変動であり、コストの発生は伴わないものです。他の財務諸表では表されにくい資産の取得や処分等とこれに伴う内部構成の変動を明らかにするものです。